

平成 26 年度 第 5 回高知市子ども・子育て支援会議

開催日時：平成 26 年 11 月 26 日（水）

18 時 30 分～20 時 30 分

会 場：たかじょう庁舎 6 階会議室

欠席委員：大谷委員，筒井委員，中西委員

（子育て給付課 森課長）

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、平成 26 年度第 5 回高知市子ども・子育て支援会議を開催いたします。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私は、こども未来部子育て給付課長の森でございます。議事に入りますまで司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、本日は本年度第 5 回目の会議となっております。第 4 回目の会議では、高知市子ども未来プラン 2010 の実施状況や高知市子ども・子育て支援事業計画の各論などについてご説明させていただき、協議を行っていただきました。

本日の会議では、高知市子ども・子育て支援事業計画の各論、放課後子ども総合プラン、高知市子ども・子育て支援事業計画の重点施策につきましてご報告をさせていただき、ご議論いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は筒井委員，大谷委員，中西委員がご都合によりご欠席，また井上委員，吉川委員が都合により遅れて出席されるとのご連絡をいただいております。

続きまして、事前にお送りさせていただいた資料と本日お配りさせていただいた資料のご確認をお願いいたします。資料一覧をご覧ください。

本日お手元にお配りさせていただきました資料は、会次第，委員名簿，座席表，子ども・子育て支援新制度に関する今後のスケジュール，議事（2）関連の資料 2-1 放課後子ども総合プランについて。議事（3）関連の資料 3-1 高知市子ども・子育て支援事業計画の重点施策について。以上でございます。

なお、議事（1）関連の資料 1-1 高知市子ども・子育て支援事業計画の各論の修正内容について，資料 1-2 高知市子ども・子育て支援事業計画の各論について，その他関連の議事関連資料 高知市子ども・子育て支援事業計画の各論へのご意見等に対する回答。これらにつきましては，事前を送付いたしております。お手持ちの資料に不足等がございましたら事務局までお知らせください。

続きまして，今後のスケジュールについてご説明いたします。子ども・子育て支援新制度に関する今度のスケジュールをご覧ください。現在，事業計画の各論についてご審議をいただいておりますが，今まで支援会議においてご審議いただいた序論，本論，各論で構成される事業計画の原案を今後作成し，パブリックコメントを来年 2 月に実施した後，計画内容を最終決定し，3 月に高知県へ提出いたします。委員の皆様には本日の会議のほか，来年 1 月中旬と 3 月上旬の 2 回の支援会議においてさらにご審議いただく予定としておりますので，よろしくお願いいたします。また，委員を兼ねていただいております高知市児童福祉審議会については，第 1 回の会議を次回の支援会議にあわせて開催し，そのあと，

第2回の会議については、2月中旬頃の開催と考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、会議の開催にあたりましてお願いがございます。本会議は情報公開対象となりますので議事録を作成いたします。ご発言の際には、名前をおっしゃっていただき、そのあとにご発言をお願いいたします。

それでは、議事に移ります。ここからは有田会長に進行をお願いしたいと思います。有田会長、よろしくお願いいたします。

高知市子ども・子育て支援事業計画の各論について

(有田会長)

会次第に従いまして議事を進めてまいります。

議事(1) 高知市子ども・子育て支援事業計画の各論について事務局からご報告のほうをお願いいたします。

(子育て給付課 三吉係長)

議事(1)については、事前に送付させていただきました資料1-1 資料1-2、それと議事関連資料、この3つの資料をお手元にご用意いただけますでしょうか。

まず、議事関連資料のほうをご覧くださいませでしょうか。10月15日、前回の子ども・子育て支援会議において事業計画の各論部分についてご説明をさせていただきました、その会議においてご意見いただいた内容、それと、後日提出いただいた内容などをこの資料にまとめさせていただいております。多くのご意見をいただきましてありがとうございます。

この資料の左側の欄はご意見等の内容をまとめたもの、それに対して右側の欄がご意見に対する回答ということで市の考え方などを記載をさせていただいております。ご意見をいただきました内容を事務局のほうでこの間、検討させていただきました、事業計画の各論の修正を今回、申させていただきますように考えております。今回は修正部分を中心に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事関連資料については時間の都合上、全部をご説明できる時間がございませんので、申し訳ございませんが、またご意見いただいた内容について確認をいただければと思います。

それでは、議事に従いまして、1の子どもの誕生と健康への支援の充実について、まず修正部分の説明をさせていただきます。資料1-1の1ページをご覧ください。

この資料1-1が今回事務局のほうで検討をいたしまして修正を提案させていただく内容をまとめたものとなっております。左側の部分で施策の番号をつけておりますので、それにしたがって説明をさせていただきます。

施策1-1 健やかな子どもの誕生への支援の内容については、今年の10月から母子保健課窓口において妊娠の届出を行った方に対して保健師による窓口面接を開始するなど、

今まで以上に妊娠期からの関わりを増やし、出産・子育て期への支援につなげていく取り組みを始めております。

今後の方向性に、今回、「妊娠期からの関わりにより、出産・子育て期への切れ目のない支援につなげていくために、母子健康手帳交付時の専門職による面接をはじめ、必要な情報提供や支援が行える体制を整備していくとともに、気軽に相談できる存在として母子保健コーディネーター等の配置を進めます。」この文言を加えさせていただき、また、修正前には、「若い女性に健康への意識づけを行います。」としている部分については、「喫煙、飲酒、歯周病などの知識の普及や啓発を行うことにより、若い女性の健康への意識を高め、早産予防などにつなげていきます。」と、より具体的な表現の修正をしたいと考えています。

次に、資料1-1の2ページをお開きください。

施策の1-2の子どもの健康管理の内容につきまして、乳幼児期の健診の重要性を伝える工夫が必要とのご意見をいただきました。先ほどの施策1-1の修正内容でご説明をいたしましたが、妊娠の届け時の窓口面接などにおいてもですね、妊婦健診であるとか乳幼児健診の必要性について啓発を行うなど、取り組みを現在も行っておりますけれども、ご意見を踏まえてこの部分に、今後の方向性に「乳幼児期における健康診査や予防接種の重要性について啓発を行うとともに」という文言を加えたいと考えております。

また次のページの下段になりますが、高校等で発達障害などの支援が必要となるお子さんについて相談窓口の周知が必要とのご意見をいただいております。相談窓口としては、高知市の子ども発達支援センターであるとか、高知県立療育福祉センターなどにおいて対応しておりますけれども、この内容についても色々な機会を通じて周知も行っております。しかし、ご意見もふまえて今後の方向性に「子どもの成長や発達に関する相談窓口の周知を図るとともに、」という文言を加えさせていただきたいと思っております。

次に、3ページのほうをご覧ください。

3ページは施策1-3 思春期の健康づくりの内容について、学校と関係機関との連携であるとか相談しやすい環境の整備、相談窓口の周知に関するご意見をいただきました。これらのご意見いただいた内容については、それぞれ対応はしてきているところというふうには考えてはおりますけれども、取り組みの内容をより明確に記載をさせていただくために、今後の方向性を「学校、保健所などの」関係機関「が」連携を深めながら、「基本的な生活習慣に関する指導や相談体制の充実などに」継続して取り組みますというふうに修正をさせていただきたいと考えております。

次に1-5の施策のほうですが、1-5は小児救急医療体制の確保の内容についての内容になりますけれども、こうちこども救急ダイヤルへの相談を含めたご意見をいただいております。今後の方向性として、「「こうち医療ネット」のリーフレット等の配布」によりというふうに記載をさせていただいておりますけれども、この内容自体がですね、こうちこども救急ダイヤルの考えというのが主目的となっておりますので、「「こうちこども救急ダイヤル」の周知等」により、というふうに修正をさせていただきたいと考えております。

以上が1の子どもの誕生と健康への支援の充実の修正内容になります。この内容を反映した状態のものが、この資料1-2のほうに表示をさせていただいております。

資料1-2の1ページをご覧くださいいただければと思っておりますが、先ほど説明をさせていただい

た内容については、今後の方向性（案）というところに修正の内容を反映したものを記載しております。

そのほか、現状・課題のところアンダーラインを引いている部分については、他の施策と表現をあわせていくなど、事務局のほうで修正をさせている部分について、こちらのほうは修正前、修正後と表示はしておりませんが、こういったかたちで修正をさせていただきたいというふうに考えております。

また、関連する主な事業等のところアンダーラインが引いてある部分については、今回、今後の方向性の修正をさせていただき部分で書き加えていきたい部分で、事務局のほうで修正をさせていただいているのをアンダーラインで引いて表示をしています。

また、右下のほうの備考の欄に、今回委員の皆様からいただきましたご意見について、それぞれ記載をさせていただいております。

以下、施策の1-5、5ページまでの内容がそれぞれ修正の内容を反映させていただいた状態のものを記載したことになります。

1の子どもの誕生と健康への支援の充実について、以上で説明を終わらせていただきます。

（有田会長）

はい、ありがとうございました。それでは、1の子どもの誕生と健康への支援の充実につきまして、ご意見、質問等ございませんか。

（神家委員）

1-2の現状と課題のところなんですが、前回も出ていたところで、私、ちょっと気づいてなかったんですが、真ん中あたりの乳幼児期の健康管理の取り組みとして、というところで、乳児期には医療機関委託による個別健診方式、これを2回行って、それから、幼児期には集団健診方式で、その下で、受診率が1歳6ヶ月健診では86.7%、3歳児では78.8%、3歳児以降が受診率が落ちているわけですが、その現状の一番最後のところに、保護者に十分に認識されていない現状がありますということで、保護者の認識の問題で下がっているような括りになっているんですが、上は、個別健診方式から集団健診方式という方式が変わっていると思います。その方式の違いによるのは、何か影響はないんでしょうか。このあたりの分析の仕方はどのようにされているんでしょうか。

（母子保健課 村上課長）

健診につきましては、乳児期の健診は医療機関で1歳のお誕生日になるまで2回健診を受けていただくということで実施しております。あと、1歳6ヶ月と3歳児健診というのは、やはりその時期に、こちらのほうでも発達とか発育の確認をさせていただいたりとか、歯ですとか食事についての色々なお話をさせていただくというようなこともありまして集団健診というかたちで実施しております。

ご質問いただいたように、保護者に十分に認識されていないというような表現にはなっておりますが、健診を受けない理由ということでアンケートをしたこともありますが、その時には、やはり保育園とかに行っているお子さん、3歳児になると多いんですけど、やは

り保育園でとか幼稚園で受けているからいいとか、それと、どうしても親御さんがお仕事で忙しいのでいいというような未受診の理由になっておりますので、保護者の方にもう少し健診を受けていただきたいというような啓発はやっていきたいとは考えています。

(神家委員)

例えば、3歳児の場合も、個別健診の方式をとることは可能なんですか。

(母子保健課 村上課長)

3歳児健診の中に、視力ですとか聴力とか、そういう検査もしております。どうしても小児科の医療機関になりますと、そのあたりはなかなか難しいというような、以前に、健診の個別というようなところも、もう随分前になりますけど検討したこともありますけど、なかなか目とか耳とかいうあたりを一緒に診ていただくのは難しいということで、個別にはなっていないというような結果もありますし、どうしても、歯科とか色々なことをあわせて集団でやっていますので、小児科だけになるとどうしても限られるというようなところは出てくるかと思えます。

(神家委員)

健診の内容が変わってくるということですか。

集団になるから難しさが出てくるということもあるのではないかな、と思ったものから。そのあたりをどのように判断されるかということがあったもので気になりましたので、意見、質問させていただきました。

(有田会長)

全国より低いのは、大分低いんでしょうか。

(母子保健課 村上課長)

そうですね。全国は90%とかいっていますので、はい。高知市はかなり低い状況にはあります。

(伊野部委員)

1-3の思春期の健康づくりということで、前回、中学校の給食について言わせていただきました。議事関連の3ページに載っていますけど、ここに書かれていることは、心身の望ましい発達、色々考えたら意義は大きいけど、現段階では、全校実施に向けての方針が決定されていないので、事業計画への記載は考えられていないということで書かれていますけど、先日、私も、新聞でしか見てないんですけど、なかなか前向きなことを言われていますよね。報道されていましたよね。中学校給食、全校給食について。そのへんについて、この書かれた時点がその前なのか後なのか、ちょっとそれがわからないので、そのへんをお伺いしたいんですけど、ああいった発表があってもまだこういった記載をしないということで、やっていくのでしょうか。

(子育て給付課 三吉係長)

この資料を作成した時点での話でいきますと、把握している限りでは11月20日に県の教育委員会のほうで、提示されて議論されているということは新聞報道で、翌日だったと思いますけれども、出ているというのは承知しています。

この資料を作ったのは、当然その検討委員会の手前にはなりますので、その段階での内容にはなります。

今後の方向性については、新聞の報道での内容になりますけれども、今後には財政面であるとか実施方法であるとかということを検討して、市の方針としてどういうふうにしていくかということは今後検討していくというような、そういう話だったかと思しますので、現時点では、事業計画の中に記載は難しいのかなというふうには、作成時点では考えていましたけれども、今後、その検討の経過によっては、そのあたりも、他の、市の色々な計画にも関連はしてくるかと思しますので、そのへんの状況も確認させていただきながら、この事業計画に盛り込んでいくかどうかというのを事務局のほうでも検討していきたいかなと思っています。

(伊野部委員)

担当の方がお見えになっていないようなので、それはもう仕方ないんですが。

ですから、これが県のほうに送られるのが3月ということですので、それまでに、言うてみたら、今日は限界で、市の内部のことですから打ち合わせを十分されてですね、情報交換を密にさせていただいて、出された時に齟齬の無いような形にしていっていただきたいなということを要望しております。以上です。

(有田会長)

今日このことについて意見を述べていけば、また修正は出てくるわけですか。

このこと、子育て支援事業計画について。

(子育て給付課 三吉係長)

そうですね。はい。ご意見をうかがって、事務局のほうで検討させていただきたいと思えます。

(宮地委員)

この冊子が、要は県に報告する内容なんでしょうか。全てが行くのかなというのをまず、お聞かせ願えますでしょうか。

(子育て給付課 三吉係長)

今、お手元に資料1-2として、現状・課題、今後の方向性というかたちで記載をさせていただいている内容については、全て事業計画の内容として冊子に載せて、それを県のほうに提出をしていくというふうを考えています。

(宮地委員)

それをおうかがいしたうえで、関連して、1-4の中段で「しかしながら」と現状と課題のところである分、非常に、「小中学生の割合は5年前とあまり変わらず」というふうにはポッと出ているけれども、その前には、3割というふうな割合が出ているんですけど、ちょっとわかりづらいなと思ったので、このへんが、低いということは大きな割合が、差が大きくなっているというふうなのはあるけれども、じゃあ、何と比べてという比べるものが若干わかりづらいので、そのへんをあげていただけたらありがたいなということと、今後の方向性の中、これ、この中を通してですね、認定こども園という文言がやはり出てきてないんですが、そのへんを入れる部分はないのか。

例えば、今後の方向性の案の中で、「・」の2段目、「家庭、保育所、幼稚園、学校での取組を核にし、他の世代への食育の環を広げます。」とありますが、認定こども園という制度が今後出てくるはずなのに、その文言は入れないのかどうかというのを、そういう文言が結構落ちて、他にもあったように思いまして。例えば、1-4のところ、それから、1関連ではそのへんで、やはりもう一度見ていただいて、1-4の課題のところにも、やはり保育所、幼稚園は出てくるけど認定こども園は出てこないということで、名称的に入れていただいたほうがいいのではないかというふうに思いまして。

(有田会長)

事務局のほうで、その関わる場所の施設が、学校等というところの名称は全て入れて見直ししていただけるということで確認よろしいですか。

(子育て給付課 三吉係長)

ご指摘がありましたところについては確認をさせていただいて、漏れないようにさせていただきますかと思っております。

(有田会長)

伊野部委員から出て来た部分と、それから神家委員から出て来た健診の部分ですけども、やはり、全国平均からすると非常に低いというところについて、こここのところの3歳児が低いというところ、やはり課題ではないかと思われるので、そここのところ、もう少し現状分析をされて、これが上っていくような具体的な方策が必要ではないかと思われまので、そここのところもご検討いただけるのでしょうか。

(母子保健課 村上課長)

はい。おっしゃっていただいたように3歳児健診の受診率が全国平均と比べて低いという現状があります。働いているお母さん達、お父さん達が受け易いようにということで、来年度、日曜日も健診、全国的にはやられていないんですけど、高知市で今年度、日曜健診、3歳で2回やりました。来年度も2回増やして年間4回、日曜健診というかたで実施するようにはしております。

それと、保育園とか幼稚園とか通っている子どもさん達、お母さん達に健診を受けていただきたいということで、先生方もかなりすすめていただいていますし、そのあたりはより連携を深めて取り組んでいきたいとは思っております。

(宮地委員)

今のことにに関して。お母さん達から「時間がかかり過ぎる」それから、「駐車場がない」という問題が出ているように聞いております。予約制であったり、駐車場の場所を用意することで大分改善される部分があるのではないかというふうなことがありましたので、聞いたことをお伝えするようなかたちにしたいと思います。

(母子保健課 村上課長)

駐車場の問題は以前からかなり苦労しているところですが、時間がかかり過ぎるという声もあるということですので、健診のやり方というか、内容、方法について少しまた内部で検討していきたいと思います。ありがとうございました。

(有田会長)

1の子どもの誕生と健康への支援について、ほかにございませんか。

無ければ2番目、幼児期における教育・保育の充実のところについてお願いいたします。

(子育て給付課 三吉係長)

2の幼児期における教育・保育の充実について、修正内容について説明させていただきます。

資料1-1の4ページ、5ページをご覧くださいませでしょうか。まず、施策2-1 利用希望に沿った教育・保育の提供の内容について、幼稚園の記載に関するご意見をいただいております。

本市においては、今後0歳から2歳までの低年齢児の保育ニーズに对应していくことが大きな課題となっておりますけれども、新制度では既存の幼稚園であるとか保育所、認定こども園を含めて、教育・保育のニーズに対応していくということが大きな取り組みになってまいります。ご意見をふまえて、幼稚園を含めた取り組みであるということがわかるように修正をさせていただきたいというふうに考えています。具体的には、4ページの中に修正後の案として、ご覧いただいているような表記に修正をさせていただきたい。

それと5ページの上の欄ですね。「保育ニーズ」となっていますが、「教育・保育ニーズ」へ修正をさせていただきたいと考えています。

5ページの下欄になりますが、施策の2-2 より質の高い教育・保育の推進の内容についてですが、幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援に関する部分について、保育士の表現が抜かっているのではというご意見をいただきました。これについては、ご指摘のとおりでございますので、保育士の表現を追加をして修正をさせていただきたいと思っております。

修正点については以上になります。資料の1-2のほうにその修正を反映させた分で、6ページから9ページの間で修正の内容を載せさせていただきます。

9ページのほうでは、関連する主な事業等のところに、「職員に対する研修」というところと、「私立幼稚園運営等に関する補助金」という記述のほうを追加させていただきます。

以上が、2の幼児期における教育・保育の充実の修正点についてでございます。

(有田会長)

2番の幼児期における教育・保育の充実につきまして、ご意見、ご質問、ございませんでしょうか。

(宮地委員)

ここもやはり、認定こども園の記述が落ちているようなところがあるのではないかと見受けられますが、2-1のところ、待機児童対策に、認定こども園による対策というのがあるはずなだけで欠如している。保育所改築時の定員の拡大、認可外保育施設への運営支援などを実施しているほかというかたちで出ているけれども、やはり、認定こども園の記述があることが必要ではないかと思えますし、2-1のほうの、7ページのほうですか。7ページのほうでも、幼稚園だけではなく認定こども園も広域から通園しているのです、もう一度、認定こども園のあたりを入れていただければというのが一点でございます。

それから二点目に、8ページに出てきたあたりにも、やはり認定こども園の記述が要るのと、「幼稚園教諭については、高知県の研修や各園における研修を中心に行っている現状がありますが、今後は幼稚園教諭と保育教諭に対する研修体制の充実が必要です。」これはどういう意味でしょうか。

どういう意味かという点、「が」って反語でつづってくるということは、この「充実」という言葉に対してかかってくるとするならば、前段の部分のアンダーラインは不充実である、不十分であるというふうに考えているのかどうか。

保育所職員に対する研修では云々ときて、平成25年度には延べ3718名が受講しています。で、そのまま続けられたら、これは県がやっていることや各園による研修というものは不十分であるというふうに読み取れも出来るんですが、いかがでしょうか。

(有田会長)

一点目。1と同じように幼稚園、保育所、認定こども園という、子ども達が行っている施設についてのものが全て入っているかどうかというご確認と、それから今、言われたアンダーラインについてのご説明のほうをお願いします。

(保育幼稚園課 山崎課長)

まず、認定こども園の表現の追加というところについては、必要なところに認定こども園の追加をさせていただきたいと思えます。

次に、8ページの表現の部分なんですけど、もちろん、不充実とおっしゃったような内容ではないというふうに考えております。ちょっと表現が適切でないところがあるかと思えますので、この表現については、現状を説明したうえで、特に保育教員というところが、幼保連携型認定こども園の職員資格のところにありますので、そこはさらに追加をしていくというような意味合いになろうかと思えます。そういう表現に改めさせていただきたいと思えます。

(宮地委員)

それに関連して、今の段階で、要は、前段の保育所の職員に対する研修というのは高知市が関与していますよということを言っているわけですよね。

幼稚園教諭等については、ここで高知県の研修や、の後にですね、各団体がやはり研修を行っているという部分が欠如しているなどと思って、それを入れていただくとありがたい。各園だけでやっていることではなくて、この段については、「が」は要らないと思います。「現状があります。」という。

要は、ここについては、高知市は関与していません、主催しているものはないですよというかたちですよね。だったら、「が」でくくらずに、それで、今後というのは、それらを保育所は高知市が主催でやっていますよ、主催事業がありますよ。幼稚園については主催事業がありませんよとくるのならば、今後は、違う形の経過の書き方になろうかと思うんですよ。

今後というのは、それを受けて、幼稚園教諭と保育教諭に対しても高知市が何らかの関与をして研修を行いますよということの表明だと思うんですよね。それで、充実ではなしにさらなる充実にしていただかないと、非常に前段、やっているほうとしては、県の研修も、各園で国公立、私立のやっている研修もろくなもんじゃなと言われてるかのごとく聞こえますので、是非ともよろしく願いいたします。

(有田会長)

各団体がやっている研修のほうについての把握ができていなかった部分があるかと思いますが、実際にやっている研修につきまして各団体からも確認をしていただいて、現在やっている研修も入れていただくということで、修正のほうをお願いできますでしょうか。

(宮地委員)

もう少し、すみません。

人数的な部分も、もしあれだったら、人数的な部分も、やはり同じような記載にしていただかないと、ちょっとこれは片手落ちかなというふうに思いますので、是非とも。私が質問した幼稚園の文字が落ちているんじゃないかということは、同じように所管をしている中で同等の扱いができるような書き方になっているかどうか。それで、文言が落ちているんじゃないかということをお願いしているんであって、単に文言が入ったから終わりということでは私はないと思うんです。そのへんをご検討いただきたい。

今まで所管してないから無理からぬところはあるかと思いますが、やはり、今後、5年間にわたってやっていく中で、どの施設に通っていても同じ高知市の子どもであるというスタンスから、やはり書かれるべきじゃないかなと思いますので、それをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(有田会長)

事務局のほうで、そののところ、もう一度精査していただきまして、内容のほうで保育

所、幼稚園、それぞれのやっている研修につきましても確認のほうをお願いしたいと思います。

そのほか、ございませんでしょうか。

(宮地委員)

それはやっていただけるんですよね。答えをいただかないと。

(有田会長)

修正は入れていただけるんですよね。

(保育幼稚園課 山崎課長)

そのように修正するようにいたします。

(有田会長)

そのほか、ございませんか。

無ければ、次の3番。子育てしやすい環境の整備です。よろしく願いいたします。

(子育て給付課 三吉係長)

資料1-1の6ページをご覧くださいませでしょうか。3の子育てしやすい環境の整備についてご意見で、修正をさせていただくのは、3-3 多様な保育サービスの充実の内容について、放課後児童クラブの今後の方向性に関するご意見をいただいております。この点について修正をさせていただく部分について説明をさせていただきます。

今後の放課後児童クラブの方向性については、民間事業者の参入状況等もふまえて必要なクラブ数を確保していくということになりますけれども、公設の児童クラブ創設には、職員体制の強化を含めて課題のほうが少なくないという状況にもあります。

このため、公設の場合の運営方法について、民間事業者の運営方法に関する情報収集等を行いながら適切な運営方法を検討する必要がありますので、そのような趣旨からこういった表現をしておりましたけれども、誤解を与えるものになっているんじゃないかなというところもありますので、修正後の案のように修正をさせていただきたいかと思っております。

また、質の部分についてのご意見もありましたので、そのご意見もふまえて、放課後児童クラブのさらなる質の向上に関して、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の研修の充実をはかることについて今後の方向性に加えていきたいというふうに考えております。

修正点については以上になりますけれども、その内容については、資料の1-2で見ますと、12ページのほうに修正の内容を反映させていただいております。

一点だけ、ちょっと11ページに戻っていただいて、3-2の子育て支援体制の充実の施策のところ、現状・課題のところ、一番下にアンダーラインが6行くらい追加をさせていただいております。今後の方向性のところも一番下の3つ目の子育てに関する情報発信についての取り組みに対応する現状・課題について十分に示されていなかった部分がありましたので、ここの部分については、現状・課題のほうに追加をさせていただいております。

す。

修正部分についての説明は以上になります。

(有田会長)

ありがとうございました。子育てしやすい環境の整備，ここにつきまして，ご意見，ご質問ございませんでしょうか。

(宮地委員)

たびたび申し訳ないですが，11 ページの子育て支援体制の充実のところ，認定こども園の子育て支援があるのじゃないかと思うんですが，現状の認定こども園で週3日以上実施している子育て支援がここには一行も表われていない。これは子育て支援体制の中から外れるのかどうなのか，是非。

このページの中に認定こども園における子育て支援事業というのは一行も記載されていないのは，やはりそこも活用するひとつの方法ではないかと思いますが。

(有田会長)

認定こども園のところの子育て支援事業についてのとらえをどのように事務局のほうでは考えていらっしゃるのでしょうか。

(保育幼稚園課 山崎課長)

現状の認定こども園さんの実施している内容というのを調査が出来なかったもので，今後調査をするようにいたします。

(有田会長)

そのように考えてみると，保育所等が行っている子育て支援事業というのは，子育て相談とか園庭開放とかいうのは入ってくるんですか。

(保育幼稚園課 山崎課長)

この3-2の子育て支援体制の充実というところが，保育所で実施しているものについても含まれておりませんし，幼稚園のほうで実施されているものについても入っていない状態になっています。ここの書き方につきましては，そういうところを全て含めていくのかどうかというところを含めて検討させていただきたいと思います。

(有田会長)

そのほか，ございませんか。

井上委員さん，ありませんか。放課後児童クラブの内容が出ていましたけれども。

(井上委員)

こういうお返事をいただいているので，そのように指導委員の誠意のある研修を充実をはかっていただきたい。やはり，どういうふうに民間の情報を収集するのかという部分も

なかなか難しい問題だとは思いますが。具体的に話をするというのは難しいと思うんですけど、子どもさんが同じようにサービスを受けれるような体制を築いていただきたいところですよ。

(小野委員)

前回、放課後児童クラブの、以前、私が取り組んでいた内容のことをご説明させていただいたと思いますが、放課後児童クラブは3-3のところを書かれておりますけれども、それは、3-1の今後の方向性という、地域ぐるみの見守りと地域での支え合い活動を推進しますというところにもつながってくるような内容と私は考えております。

それで、共働きで時間がとれないとか色々な事情で子どもと関わるのが難しい子どもさんに対しての取り組みだとは思いますが、そこに、やはり保護者自身がどう関わっていくのかという啓蒙ですね。預けて終わりではないというところをどうその保護者に、時間がない中でもですね、その地域ぐるみの、地域に住まわれている他の方々のお世話になりながらも、保護者自身が主体性をもった何か取り組んでいるのだという意識のもてるような、そういったかたちというのを何かとれないものかなというのが非常にもどかしいところであるんですね。

それで、やはりサービス、サービスっていう、忙しい保護者に対して、親に対して、これだけのサービス、選べるサービスがありますよという提示だけではなくて、いかにその子育てに親自身が関わってやっていっているのだという、意識をもてるような取り組みという、そんなかたちがうまくとれないものかなというのが、ちょっと考えているところです。

もちろん放課後児童支援員さんの研修というのも、本当に必要なことだとは思いますが、保護者への働きかけっていう部分をもう少し力を入れていただきたいなというふうには考えます。預けて安心っていうので終わってはいけないというところをもうひとつ軸をもっていたいただきたいなというふうに思いました。

(有田会長)

きっと全体にも関係すると思うんですけど、3のところと5のところというか、結局、乳幼児の部分と、それから思春期というか、その部分が離れてしまっているところに、妙な違和感があると思っていて、やはり切れ目のないところはあるだろうと、子育て支援、子どもの発達にしたがったというような切れ目がないというところも必要ではないかと思われるところ、これから多分、今後も説明があると思いますが、最終的に5番目が妙に、入るところがないような感じもしましたので、あちこちに課は違いますが、地域ぐるみのというところは、本当にどういうところで具体的に発揮できるんだろうかという具体が見えてこないところに、どういうような子育てしやすい環境の整備につながっていくんだろうかというところはありますけども。そういうところ、是非、事務局のほうで考えたいと思っていますところですが。要望です。

他にご意見ございませんでしょうか。なければ、4番の専門的な知識及び技術を要する支援の充実のところをお願いいたします。

(子育て給付課 三吉係長)

4の専門的な知識及び技術を要する支援の充実についてのところで、今後の方向性の修正点はありませんが、資料1-2の18ページをご覧くださいませでしょうか。資料1-2の18ページの4-3の障害児支援の充実については、今回も前回の各論の提示させていただいている内容と全然変わっていない部分となります。

この部分について今後の予定のほうをご報告をさせていただきたいと思います。この現状・課題の下にも書いてはありますけども、平成27年度からの高知市障害者計画・障害福祉計画の内容と、この4-3の内容、特に今後の方向性のところについては整合性をもたせていく必要があります。

現在のこの障害者計画・障害福祉計画の検討状況としましては、先月、10月の30日に開催された第2回の高知市障害者計画等推進協議会において計画の政策体系等を提案させていただいております。

そのあとで今回、具体的な内容を検討していき、来月12月5日に開催を予定されている第3回の推進協議会に向けて、内容について現在調整中という状況になります。

今回、本日のこの会議に具体的な内容のほうを提案させていただくことができおりませんが、来月の上旬には、この支援事業計画のほうに記載する内容、この4-3の部分については内容をとりまとめて、委員の皆様にはちょっと申し訳ないんですけども、郵便でその案をお送りさせていただいて、ご意見のほうを提出をいただくというかたちで詳細を考えたいというふうに思っております。12月のすごく、師走のお忙しい中、大変恐縮なんですけども、ご協力をいただければと思っております。説明については以上です。

(有田会長)

4番の専門的な知識及び技術を要する支援の充実につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

徳弘委員、ございませんか。ご意見。

(徳弘委員)

特に意見と言うものではないんですけど、よく聞くのが加配の教諭というかそういう部分で、私も内容はよくわからずに聞いているんですが、0.5とか。人をつけるのに0.5ということはないだろうと思いつながら聞くんですけど、そこのところをもっと柔軟に、実態に即したやり方にできないものかなと常々考えております。それぐらいの意見です。

(有田会長)

現場にいらっしゃる家次委員、どうですか。

(家次委員)

障害児加配に保育士の0.5の配置というのは、徳弘委員さんのおっしゃるとおり、0.5とは何だと思ってしまうんですけども、高知市さんのほうもすごく丁寧にそこはサポートしてくださっています。色々な、年齢的なところの0.5とかいうところもあつてですけども、できるだけ子どもの実態に即したようなかたちで何とか園のほうで人員を確保して0.5と

いうふうな承認であっても1人をつける、サポートするということはそれぞれの園が努力しているところだとは思いますが。高知市さんも出来る限りの人員の配置をしてくれていると思えますけど、そこに上乗せたようなかたちで各園の努力はあるかと思えます。

(伊野部委員)

家次委員がおっしゃられたとおり、皆さんご存知かと思えますけど、高知市というのは非常に全国的にも障害児保育、0.5という問題はあるにしろ、これだけ市単独で出している市町村は多分ないだろうというくらい、隣の徳島県なんか全然、障害児加配という制度自体が無いというようなことですから、それから比べると本当に雲泥の差でございます。

それはそれで本当に感謝する部分は多いですが。確かに0.5というのは、実際に現場で、例えば3歳児に0.5、5歳児に0.5、こういうのが一番困りまして、同じクラスの中で0.5、0.5で1人というのは、まだ実際はやりやすいんですけども、何歳児というのが違っていると現場は非常にやりにくいなど。それに、障害児のお子さんも特にですが、記録部分も大変になってきます。0.5ですけど、記録0.5でいいということではないので、それぞれちゃんと書いて出さなきゃいけないので、そのへんは実際。

あと、これも処遇上の話になって申し訳ないんですけど、賞与面でちょっと、ほかの保育士と同じ仕事をしていて計算方式が違うということが、よく現場ではですね、そのへんが、障害児加配に付いたら、賞与の計算基礎が違ってくるということで差が出てくるということで、そのへんは経営するほうがどれだけ他の保育士と同じように出来るかなというようなことは、各園でそれぞれ皆さんが頭を痛めてやっているところだと思えます。

(有田会長)

幼稚園現場のほう、どうですか。

(宮地委員)

幼稚園現場のほうでは、1人に対しての補助というかたちで、助成というかたちで出ていますので、そういう加配がつくというふうなところがないです。だから、1人に35万だったと思えますが、そういう補助金が出ると。だから、逆に言うと、1人雇って年間35万で誰が来てくれますか？っていう、やはり問題が出てきます。

今後、これが一本化していく中で同じように、同じ高知市の子どもで障害をもって、保育所に行った、幼稚園に行った、認定こども園に行った、それぞれ扱いが違ってくるようにならないように一番願っています。

現状でも保育所のほうだったら加配が付く。幼稚園だったらお金である。それも、まさにボーナスがどうのこうのというより1人に対して35万円。そういうようなかたちで、35万で一体どれだけになるか。0.5にもならないんじゃないかと。そういうかたちでくると非常に使いづらい。補助金が出ているんだから加配が付いて当たり前だと思うのは、当然、利用者、保護者の方は思うと思うんです。

じゃあ、運営するサイドから言えば、35万で1年間、どんな方が来てくれますか。今度の制度の中でも、私立幼稚園が新制度に入った時に、週に2日の分を計算して出しますよというのが出ています。果たして現実的かどうかというあたりですね。

それと、やはり、その 35 万をいただくために毎年認定を受けなきゃいけない。障害って、以前にも申しあげましたが、疾病や怪我とは違って治らないから障害なんですよ。じゃあ、それを毎年のように、本当に今この時期に一番難しいのは、療育に入るために、まず障害を保護者が認識する、そこが大事なことだと思うんですけど、それを障害の知識もなく、毎年のように発育、発達を比べて親にとってはささやかな成長が見られたと思う分を毎年、あなたのお子さんは障害児ですよというようなことをしなければいけないような制度になっているのはいかがなものかと思っております。35 万とともに非常に使いづらい。

そのために、療育センターにすすめることすら、既に、先生はうちの子を障害児と言うのかという非常にナーバスな問題がありますので、そのへんは受診とともに、何とか改善していただきたい。

その分が、今回の新たな制度の中で一緒になっても改善されるのかどうか。非常に疑問を持たざるを得ないような思いです。

(吉川委員)

今のお話のことで、障害児を何かこう、僕達としては、医療側としてはある程度、認めて早く何かしてあげたいというような気持ちが強い。親御さんは、結局、それほど認めたくないという気持ちもあると思いますけれども、それがないと動かないようなところがありますので、私としては、そのレールに乗ってほしいと思うところもあるわけですけども。

それで、毎年もう 1 回チェックするというのは、子ども達の発達の具合が色々違いますので、ある程度そこでかなり良くなっている場合があるかも知れません。

宮地委員の言われる問題もあるけれども、逆を言うと、そういう面もある、診断書を書いたりする面としてはあります。

(宮地委員)

診断云々じゃなくて、経過観察は当然必要なことですが、要するに 35 万もらうためには、その書類を出さなきゃいけない。私が申し上げたのは、端的に言ってしまうと 35 万もらうために毎年、親御さんに園側としては申請書を作ってもらわなければいけない。それが、一旦そうやって診断され、認定されて、そこから療育に行くためには、やはり、本当に親が認識をして療育機関にしていこうという思いがないと、障害の認識なくして療育は始まらないと思うんですよ。それで悪化するとかひどくなる、それは当然あるし、経過観察、それはしていただくのは非常に大事なことです。そのために、ドクターはわからない時に、はっきりとした診断を下さないと、わからないならわからないと言っていたほうが、実はそのへんでうやむやになってしまって、親御さんは灰色の部分で判定しない時に、障害はないと言われましたという、そのへんのナーバスな問題は出てまいりますので、その判定されて、その後は我々も協力しながらやっていくことはできるんですが、そこが非常にナーバスで困っているのと、お金をもらう際に親御さんにそういう負担をかけないで済むような手立てはないのかということ。決して、経過を見ていただいて、その変容を否定する分ではございませんので。

(吉川委員)

今度はちょっと違う方向で。児童虐待のこととか養護児童のことなんですけども、僕もちょっと読み込んでないところもあるんですけども、やはり、発見して親や子どもに良い対応をしていこうということなんですけど、ほかの行政とか他県との行政との連携をとってやろうというようなことは、どこらへんに書いてあるのか。ちょっとはあるんでしょうか。

(有田会長)

虐待に関するこの項目につきまして。何度かこのことについては出てきましたけど、事務局のほう、どのあたりに入れてありますかしら。

(吉川委員)

他県とか他市とか、とにかく転居をしたらわからなくなっている問題が多くあるというのが報道がされて、そういうところについては、どういうふうに。

(子ども家庭支援センター 中屋所長)

仮に、高知市からですね、他の市町村に移動した場合は、そのへんは情報提供というかたちでつなぐようにはしております。

(吉川委員)

そうなんです。何かそれが消えてしまって問題になっている。それから、子どもが全然存在すらわからなくなっている問題になっていますけど、そういうことに対しても、ちゃんとできるような体制はできていると。それはもう当然だから別にやんなくてもいいということですか。

(子ども家庭支援センター 中屋所長)

それはできています。いわゆる学校なんかですね、他市町村へ行った場合に、その家庭がDVとかそういう感じで、ちょっとそのへんの連携がいついていない部分はあるかとは思いますが、いわゆる児童虐待の情報の連携というのは、そのへんはできております。

(有田会長)

4-2のところですかね。

(子ども家庭支援センター 中屋所長)

4-2です。

(有田会長)

色々幼稚園、保育所、それぞれ制度が違って、新しい制度が始まっているところで完璧なものは難しいだろうとは思われますけども、色々出てきていることについて、意見、

ここで出したことについて、高知市のほうでどこらあたりまでが今の段階でできるのかというところの精査をいただくことをお願いをしておいて、このことにつきましては、よろしいでしょうか。

(岡林委員)

一点だけ。障害児の関係なんですけれど、今度の機構改革で、こども未来部と健康福祉部が分かれたということもありますので、是非、例えば、いわゆる障害児の福祉サービスについては障害福祉課のほうで担っているということで、健康福祉部、或いは、こども未来部のほうでは、保育園、幼稚園の障害児加配とか、色々制度がそれぞれ各部門違っておりますし、窓口も非常に今度の制度では、非常に複雑ですので、当然、幼稚園、認定こども園等々の色んな、それから地域支援事業、色んな子育て支援の事業につきましても、なかなかわかりにくいということですので、そのあたりをですね、十分に利用者支援事業との兼ね合いもあるかもわかりませんが、窓口の統合も是非、きちんと周知していただきたいというふうに思います。

(有田会長)

そのようなことを要望しておきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、5番目の子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備につきましてもお願いいたします。

(子育て給付課 三吉係長)

次の5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備の内容について。まず資料1-1の6ページになりますが、5-2の子どもの健全育成の部分について事務局のほうで修正をさせていただきたいところの内容になりますけれども、子ども会活動の充実によりというかたちで書いている内容に、高知チャレンジ塾ですね。この取り組みについても構築していただきたいかと思っております。ここの部分で、「高知チャレンジ塾、子ども会活動などの学習支援の取組により、多くの子ども達の居場所づくりと、学力、進路保障を進めます。」というふうに修正をさせていただきたいと思っております。

修正内容は一点だけですが、資料1-2の21ページのほうが、当面の子どもの健全育成の部分になりまして、今回の修正の内容を反映した内容になっておりますが、今後の方向性の一番下、4つ目のところ、放課後子ども総合プランについて記載する内容ということで、事前にお送りさせていただいているこの資料では、今回の会議において配布しますというふうに書かせていただいております。今回の議事(2)で放課後子ども総合プランについて、この部分のご説明をさせていただきたいかと思っておりますので、こちらのほうで議事(2)のほうでの議論をお願いいたします。以上で説明を終わります。

(有田会長)

はい。では、5番目、子どもの心身の健やかな成長に資する教育とその環境整備につきましてご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(齊藤委員)

私が少し思ったのが、例えばこのインターネットでの危険性というところなんですけども、健全育成において。例えば、代表的なのはインターネットによるいじめとか、ネットワークによる騙されたとか被害にあうとか、というところが主なんですけども、例えば、いじめであるとか被害が全くなければやっていいのかというところであるとか、ではなぜ、昔遊びが子どもにとっていいのかというところ、いじめとかじゃなくして、普通にそれじゃあ、ゲームしよったらいいやという話ではないと思われまので、そういうところは、どこらへんにある、ついでいるのかなというところを思いました。

(有田会長)

齊藤委員のほうは、そういうことを入れていただくような修正案を要望ということでかまいませんか。

(齊藤委員)

おそらく盛り込まれているんだとは思いますが、どこらへんのかなというのがわからなくて。

(こども未来部 山川部長)

5-1, 5-2の現状・課題のところ、かなり文字数、多くなっておりますけれども、このあたりに盛り込んでおまして、特に5-2のところでは、スマートフォン、ここで、いじめという言葉が出てきますけれども、その文書の中ほどには、ご家庭で平素の利用のしかたにつきましては、十分にどのような利用のしかたがいいのか考えていくことが重要ですよという文面で触れております。

必ずしもどういう使い方が良いかどうかではなく、やはり、そこの部分、利用のしかたについては十分な検討が必要ではないかというところを現状・課題のほうで触れさせていただいておまして、今後の方向性につきましても、それをふまえたうえで色んな方策で、より安全な利用を進めていこうというような流れでは盛り込んでいるつもりでございますが、少し言葉足らずの部分があるかもしれませんので、修正させていただきます。

(吉川委員)

先ほどのスマートフォンの利用とかそういうことで、このあいだ、高知市の医師会の講演会があったと思うんですけども、やはり、学校の先生と、僕らも全然どういうことをやっているかわからないんですけど、現場にいる人はすごい問題が起こっていると。

それで、問題としてLINEに返事をしないといけないから、寝られないという話になっている。そういうことで、ある、岡山市とか、もう1県くらいは利用について9時以降は条例みたいなのでやめたというのを聞いたことがあるんですけど。

それで、結局、家庭でももちろんそれを相談するのは基本です。そのことについて、それぞれそういう場を学校の中で相談する場を設ける。そして家庭で決まらないのなら、もしいかなかったら、家庭の、もう親御さんがその9時以降は使ってはいけないからということで他の子とシャットアウトして中毒症になるのを防ごうとかいうようなことも言われて

います。

しかし、次の段階としては、親子の時間を設けるんだというようなことを、もう一歩進んだような考え方もあっていいのかなと思ったりするわけです。

今の段階ではそこまではいかないにしても、問題が起こっているというのを聞いたものですから、高知はどこでも同じなんじゃないかと思うので、基本はそこにあるんだろうと思うけれども、実際に家庭で話すといっても家庭では何も話されていない。そうしたら、学校として、おうちでどうですか？ということ話す場を必ずもって、そこでうまくいかなったら次の段階も考えないといけないというようなことを思ったので、僕はこのようなことをちょっと提案したんですけど。

(有田会長)

このような意見が出ておりますが、学校現場のほうでどのようにされていますか。

(学校教育課 今西班長)

ご意見ありがとうございます。

先ほどの齊藤委員さんとも絡めてのご意見だと思いますが、SNSとかスマートフォンなどによるいじめ問題について、それから問題行動の中で、緊密に連絡を取り合うことで拡大してしまうとか、なかなか表に出難いような課題など、以前とは違う生徒指導問題というのは、低年齢化もありまして小学校でも中学校でも課題となっているところでございます。

そこのところはですね、5-1の現状と課題のところ、3段落目になりますけれども、知徳体の中の徳の部分、道徳教育というところを深める。いかんことはいかんけれども、それがわかるだけじゃなくて、実践につながるような具体的なスマートフォンを使ったりとかSNSによるいじめトラブル問題などを事例として、特に中学校などではとりあげて学ぶというような、これまでもやってきたことですが、さらに現代的な課題に即したということで道徳教育、それから生徒指導などの場面で、早期対応ということで、心をお互い心を育てるという取り組みとともに、先ほどの5-2の現状と課題でも事務局からお答えしましたような、少年補導センターや人権子どもセンターなどのほうで、有害サイトの見守りというか監督といいますか、そうしたことなんですね。街頭指導で子ども達と直接ふれあいながらつながりを作りつつ、色々関係機関と、青少年健全育成機関と連携して少しずつ手立てをし、対症療法だけではなく、心を耕す道徳教育とともにやっていくというところでございます。

岡山の先進的な事例として、私どものほうにも検討もしてはおります。条例化するところまではいっていないですけども、何か色々な事例をとりあげて学ぶ、具体的な課題をもって本当に子ども達が困っていることをとりあげて、そんな時にはどうすればいいかというようなことで学びの中でも取り入れていくようにしたいということで書かせていただいているところです。

まだもう少し詳しく付け足していくようにしたいと思います。

(吉川委員)

やはり、色々なことをこういうふうに書いているんですけど、先ほど小野委員も言われたように、事例をどういうふうにやっていくか。そして、その事例があったり、学校から発信していくか、そして親が参加するか。そこで考えていくか。そして、関係する皆が考えていって伸びていくかというような、体制はものすごくできているんだけど、そういうふうな具体の行動面、そして皆がレベルアップするということは、ここには書けないんだと思うけど、それが一番大切なところのような気がします。

だから、スマートフォン、いじめとか問題があったり、スマートフォンの問題があった。そこで学級で話し合っほしい。そしたら、話し合ったら、子どもは正しい方向の意見が出るはずなんですけど、そういうことはどんどんやられているのかとか、そういうことをすごく思います。

(有田会長)

色々なことが網羅されていて、本当にこれが、きちんとこれでいくと素晴らしい状況ができてくると思うんですけども、そのところを具体的に書けない部分がここには本当にあるところだけれど、じゃあ、具体的でないとなんか本能的にもどかしいところがあって、このところがうまく進んでいかれるような、どうぞ、施策の推進をお願いいたします。

(宮地委員)

20 ページの現状と課題の 7 行目、「平成 21 年度から高知県・市協働で」ってあるんですけど、私、これパッと読んだ時に、「高知県・市協」と思って、え？何じゃこれって思いましたけど、せめて、「市」のあとに「では」とか「が」とか「は」とか何か入れられたらどうでしょうか。非常に見づらいというか、せっかくここまで文章できているのに、ここから先、読みたくないなと思いましたので。余計なことですが、以上です。

(有田会長)

そのあたりの工夫をよろしくをお願いいたします。

放課後子ども総合プランについて

(有田会長)

続きまして議事の(2)になります、放課後子ども総合プランにつきまして事務局のほうからご報告お願いしたいと思います。

(子ども育成課 田中補佐)

私のほうからは、議事(2)放課後子ども総合プランについて説明をさせていただきます。資料の2-1をお手元にご用意いただきたいと思います。

まず、放課後子ども総合プランの趣旨・目的の概要でございますけども、書いてありますように、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成する

ため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力して、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることとされているものです。

この放課後子ども総合プランが、今年の7月に策定されたことにより、平成27年4月から放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携した取り組み等については、平成19年度に策定されております現行の放課後子どもプランから移行されることになっております。

次の囲みの中ですけども、計画の考え方について説明をさせていただきます。

放課後児童クラブと放課後子供教室の実施については、国においては放課後子ども総合プランに基づき取り組むこととされ、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針（案）において、任意策定となった市町村行動計画に盛り込むことができるとされました。

また、その市町村行動計画については、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することができるとされております。

なお、この行動計画策定指針（案）では、計画には放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施する平成31年度に達成されるべき目標事業量（箇所数）等を盛り込むべきとされております。

以上の理由によりまして、放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備計画等を高知市子ども・子育て支援事業計画の中に策定するため、今回、この支援会議にご提案をさせていただくものです。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針につきましては、11月末に告示予定となっておりますため、現時点では案とさせていただきます。

次に、下の表には対象事業として、放課後児童クラブと放課後子供教室の事業内容を説明させていただきます。

まず（1）の放課後児童クラブにつきましては、これまでの会議でも何度かご説明させていただいたことですが、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合など、授業の終了後等に発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう支援を行うものです。

（2）の放課後子供教室ですけれども、事業概要につきましては、小学校の余裕教室等を活用して地域住民の参画を得ながら勉強やスポーツ、文化活動、交流活動等を実施するものです。

高知市では、平成14年度に6小学校で開始した「こどもの居場所づくり事業」を前身としまして、放課後児童クラブを開設していない小学校6校に、放課後児童クラブを開設しているはりまや橋小学校を加えた7校の1年生から6年生までを対象に放課後子供教室を実施しております。

また、後で重ねて説明させていただきますけれども、児童クラブを開設している小学校では35校中26校で4年生から6年生までを対象として放課後子供教室を実施しております。この場合は、主に学習アドバイザーにより宿題を教えてもらうことや、自主学習の支援など学習を主体としているため、放課後学習室と呼んでおります。

裏面のページをご覧ください。高知市における事業概要及び整備計画（案）について説明させていただきます。

(1)の放課後児童クラブについては、※印に記載しておりますように、これまで会議で協議していただいたものの再掲としてご覧いただきたいと思っております。なお、③にあります実施小学校数は平成31年度の計画としましては、平成26年度現在と同数の35校としております。

次に、(2)の放課後子供教室について説明します。まず、①の量の見込みですけれども、※印に記載しておりますように、平成26年度の利用人数760人は、各学校ごとの25年度の年間延べ利用者数の実績から推計させていただきまして、1日あたりの平均利用児童数の合計値としております。

27年度以降の見込みは、先ほどの26年度推計値と平成31年度までの学校児童数推計から算定をしたもので、平成31年度は全小学校で実施するとした場合914人の利用数が見込まれておるところです。

次、②の教室数ですけれども、説明しましたように、放課後児童クラブを開設していない小学校の1年生から6年生までを対象とした子供教室は、27年度、31年度においても児童クラブを開設しておりますはりまや橋小学校を含めて平成26年度現在と同数の7校と計画をしております。

次の行の放課後児童クラブを開設している小学校の4年生から6年生までを対象とした放課後子供教室は、27年度は26年度と同数の26校としておりますけれども、平成31年度の計画としては34校としております。これによりまして③の実施小学校数の平成31年度整備計画としましては、市立小学校41校全てで放課後子供教室を実施することとしております。

続きまして、一体的に実施する平成31年度に達成されるべき目標事業量(箇所数)について説明をいたします。この計画では箇所数を放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する小学校数としております。

まず、児童クラブと放課後子供教室それぞれの実施校数ですけれども、①放課後児童クラブについては、31年度の実施校数は26年度同数の35校と計画をしております。次に②の放課後子供教室につきましては、31年度には41校全ての市立小学校で実施する計画としております。これによりまして③一体的に実施する箇所数、学校数は児童クラブと放課後子供教室を併設する35校全ての市立小学校と計画をしております。

なお、一体的に実施するといえますのは、全ての児童の安全安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものとされておりますが、具体的には今後示される予定とされております。

最後に、これらをふまえた目標事業量の確保方策ですけれども、ページの最下段に四点示させていただいております。

まず一点目ですけれども、放課後子供教室については、平成31年度までに各小学校区の地域住民等の参画による運営体制の構築により、全市立小学校での実施をめざすこととしております。

次に、放課後子供教室においては、地域住民等の参画による多様な体験及び活動事業の実施をめざすとともに、放課後児童クラブを開設している市立小学校では、放課後児童クラブの児童もその事業に参加をすることができるような一体的または連携による運営をめ

ざすことと考えております。

さらに、放課後子ども総合プランの推進については、教育委員会及びこども未来部、小学校、放課後児童クラブ、放課後子供教室関係者が相互の連携のもと、適宜協議を行いながら推進するものとしております。

なお、四点目としましては、この放課後子ども総合プランについて11月末に告示される予定である次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針等で、この他に具体的に記載すべき内容が新たに示された場合や訂正が必要となった場合には、改めてこの会議等に諮らせていただくものとするものでございます。

以上、放課後子ども総合プランについて説明させていただきましたけれども、このことにより、先ほどの議事（1）でご説明しました高知市子ども・子育て支援事業計画の各論の21ページに放課後子ども総合プランによる内容を追加させていただきたいと考えております。内容については、資料の表をご覧くださいと思います。

まず、左の端の列の現状・課題についてですけれども、最後の段落、下線部であります。放課後等における学びや遊びの場、安全・安心な生活の場など子ども達の居場所を確保するとありました部分を、保育所等の利用してきた児童が小学校1年生になった際に、放課後や休日における児童の居場所の確保が課題となる状況（小1の壁）の打破と、次代を担う人材を育成する観点から、国が平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」への対応を含め、放課後等における学びや遊びの場、安全・安心な生活の場など子ども達の居場所を確保するという表現に訂正をさせていただきたいものです。

次に、中央の列の今後の方向性（案）についてですけれども、4つ目の「・」に「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室を平成31年度までに市立小学校の全校に開設するとともに、放課後児童クラブとの一体的または連携した運営により、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう取り組みます。」といった方向性を追加するとともに、先ほど説明をしました「整備計画及び連携等の具体的な方策について、各論の最後（数値目標一覧表）に記載」することを追加させていただきたいと考えております。説明は以上とさせていただきます。

（有田会長）

ありがとうございました。

先ほどの放課後子ども総合プランにつきまして、ご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

（新谷委員）

私は仕事をしていないので、子どもを児童クラブには入れていないんですけれども、学校の先生にですね、希望とかたくさんあるんですかというようなこと、何かちょっと先生自体、学校の先生自体が何かちょっと温度差があるというか、何となく協力的なものを感じないことがあって、全体的にもそうですけど、学校と保護者との温度差というか、そうやって色んなこういうふうになりますよという呼びかけもお手紙だけ配布されているから意味がわからない保護者さんもたくさんいらっしゃると思うんですね。懇談会とかにも人が集まらなかったり、訴えていくことも学校もできないのかなと思ったりもしています。

最近、開かれた学校づくり、うちの学校にもありまして、地域の方が放課後の子供教室、たまに勉強を少し教えてくださっているような感じのことをおっしゃってまして、やはり授業が終わってから勉強を教える、本当に宿題をやるだけの場になっている。で、元先生だった方が教えてくださっているみたいなんですけど、やはり、子どもは家で勉強しないから学力は伸びていかないし、そこを教えたくても時間が無いからということで、学校と家庭との協力が、やはり必要なんじゃないのかなとすごく感じました。もう少し学校と保護者というものが、密になるような方法ってないのかなと思いました。

児童クラブも4年生から利用できますというお手紙も来ていましたし、早速やっているんだなっていうのは感じたんですけども、学校から言うと、4年生から利用する人なんていないみたいな言い方をしているし、それってどうなんだろう。

確かに、してほしい人もいると思うんですけど、塾に行ったりとかそういうので、「そんなの来やせん」みたいな言い方をされる先生もいらっちゃって、どうなんだろうって。利用していないからちょっとわかんないんだけど、「そんなん、私等に言うてもらっても困る」みたいな言い方をされたりとか、先生もどう考えていらっしゃるのかなというのがあるし、親としては、もう少し、もっと情報も欲しいし、学校もいっぱい訴えかけてきてほしいなというのがあります。

参観日には来るけど、あとの懇談会に残らないから、親の思っていることも先生に伝わらないし、先生がこういうふうにしたんですというのも伝わっていかないので、ここにもあります子ども会活動なんかも、子どもがやっているんじゃなくて、親が企画を立てて、この日にこういうイベントをしますというのでやって、ラジオ体操も1週間しかしなかったりとか、子どもが主体じゃないので、そういうふうなこと。本当は親、親よりは学校でこう、学校は、子どもが主体になって自分達はこういうふうにしたんだというふうなのをやっているってくれたらなと思いつつも、なかなか学校も忙しくてできないみたいな現状もあるみたいなので。

もう少し親が関わっていくような取り組みってないのかなというのは、今日の会で思いました。

(有田会長)

それぞれの立場が出て、子どもの居場所作り、子どもが安心・安全でいられる場所という願いは同じなんですけども、そこにどう思いがあるのか、願いがあるのかというところが、もしかしたらそれぞれ違っている部分があるかと思うんですけど、そういうところをきちんと、子どもにとって一番望ましいあり方はどうなんだろうかということをも深めていくというのは、この機会にあらうかと思っておりますので、是非そのような皆さんのそれぞれの願い、こういうものがあって欲しい、そのためにはどういう状況が必要なのかということも色んな方法もあらうかと思っておりますので、是非そういうところを事務局のほうで、考えていただきたいと思っております。

(井上委員)

ちょっとわからないので教えていただきたいのですが、目標事業量の確保方策の部分で、最初の「○」の、放課後子供教室については、31年度までには全市立小学校での実

施を目指すとはあるんですけど、高知市のほうが発掘しているということも、地域の方に色々と募集をかけたとかしていると言われても具体的にどういうふうに進めていかれるのかなというところがちょっとわからないのと、その次の、「放課後子供教室においては」のところですけども、「放課後児童クラブの児童もその事業に参加することができるような一体的又は連携による運営にめざす」とありますけど、この連携についてどういうふうに具体的に考えられているのかということ。

あと、その次の、適宜協議を行いながら推進する、小学校、放課後児童クラブと放課後子供教室関係者がということ、具体的には協議会などを設置するかとかですね。

そこのところを具体的な内容を知りたいです。

(有田会長)

具体的な方策、ございましたらお願いいたします。

(子ども育成課 田中補佐)

三点お答えさせていただきたいと思いますが、運営体制について具体的にということですけども、放課後子供教室は、それぞれの小学校区の学校の関係者の方、それからPTA関係者の方、それから地域の各種団体等の方々の参画を得ました運営協議会という組織をまずつくっていただいて、そちらのほうに市のほうから委託をさせていただくということで、現在推進をさせていただいております。今後、整備をしていく学校においてもですね、そういったかたちで地域の方々の参画を得ながら、得た体制を構築をしていっていただきたいというふうに考えております。

その次に、連携による運営という部分なんですけれども、一体的な運営という部分では、子供教室のプログラムに児童クラブの子どもも参加をするということがイメージとしてされております。一体的という表現だけでもよろしいかと思うんですけども、やはり、それぞれの特徴、特性、児童クラブと子供教室の特徴、特性もあるわけですから、中には連携をしてできることもあるのではないかという意味で連携による運営という表現にさせていただいているものです。

それから、三点目の協議を行う形ですけども、これは色々な形があるかと思われまうんですけども、現在、現行の放課後子どもプランを基礎にして、放課後等のあり方を検討する場として高知市放課後等対策事業推進委員会という組織を子ども育成課主管でもっております。

そういった委員会で、各種団体の代表者の方、保護者の方にも参画いただいておりますので、そういった等でも具体的な部分は検討を重ねていきたいと。そのほか、適宜協議はしていきたいと考えております。

(井上委員)

ありがとうございました。

一体的な連携による運営というのは、具体的に国のほうからは、何か介護保険のケアマネージャーみたいな感じのコーディネーターみたいな人がいて、放課後子供教室と保護者と学校との連携をとっていくみたいな案が出ていましたけれども、そこまでのものを考え

ているわけではなく、そっちに参加して終わったら児童クラブのほうに行きなさいよという流れとしていいんですかね。

それと、高知市放課後等の審議会、保護者も入ってやっていると思うんですけども、そこも関係してくるのであれば、ここの関係者のところに保護者も入れていただきたいと思うんですが。

(子ども育成課 田中補佐)

一体的等々の進め方について、確かに、コーディネーター等の役割を担った方に参画をいただくというシステムも示されてはおります。それぞれ地域の特性、特徴というものがありますので、そこは柔軟なかたちで推進していければいいのではないかとすることも考えております。今ただちに、そのコーディネーター的な役割を全ての運営委員会の中に設けるかどうかというところまでは計画はしておりません。

それから、協議会のほうには保護者の方に参画をしていただいております。関係者という表現でくくってしまっておりますけれども、そこには保護者ということの表現をなお入れることも検討させていただきたいと思っております。

(井上委員)

ありがとうございます。

なかなか煩雑になってくるとは思うんですけども、民間もこれから入ってくるということで、そのところも、やはり連携というか保護者のほうも意識して伝えていかなければならないと思いますし、そういうところを抜かりないように市のほうから啓発していただければと思います。

(有田会長)

それぞれの地域によって条件等々違ってくると思っておりますけれども、子ども達にとって保護者が安心して預けられる、そのような状況を是非企画していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(宮地委員)

今の分、中身について、わかりませんが、委員会だとか色んなところが協力してやるということは非常に良いことでありながら、その反面、責任が明確にならないということが出てまいります。

例えば、ボランティアでスポーツの指導をした時に、怪我をした時、怪我をさせた時、責任はどこにある？ボランティアであろうと今や訴えられる時代です。それで何か事故が起きた時や責任について、主体が何で、それから補助、協力体制はどうかという、そのへんはしっかりと明確にされて是非この中身を進むような方向にしていかなないと、本当に言い方は悪いですが、たくさんが集まってうやむやなかたちで、そうなっていくと、実は主体的に取り組んでいないから、先ほど言われた温度差が出てくるというのはそういうことだろうと思うんですね。

放課後子供教室というかたちになれば、余計にその親の願いなのか、子どもの願いなの

かというところも非常に問題になってこようと思います。

子育ての方向性、親がどういうふうな子育てをしたいのか、どういう教育をしたいのかというあたりをやはり明確にしていくことが必要だろうし、そういう意味で、この一番上に、趣旨・目的のところ、共働き家庭等の小1の壁、これ、「共働き家庭等」という言葉は削除すべきじゃないかと思うんですよね。この小1の壁をどうとらえるのか、というあたりがもっと明確にならないと。

じゃあ、共働き家庭は確実に小1の壁を持っていますよと、その子どもは持っていますという読み取りができてしまうと。そうじゃなく、そうじゃないかたちでいくんだったら、家庭等のもので言っているけど、要は小1の壁を打破することだけで十分じゃないのかという思いがしますので、そのへん、実際に進めていく分において責任体制という部分も十分に配慮されているとは思いますが、是非、子ども達のひとつには放課後の生活の中で安全確保という部分が当然出てくると思いますので、そのへんとともに、安全確保って、いわゆる管理されるだけでは子ども達はとても十分ではない、そこに管理を感じさせないような喜びや楽しみというのをどう周りが構築していくのかということが問題になろうかと思しますので、是非ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

(有田会長)

放課後子ども総合プランの趣旨・目的のところを明確にさせていただきながら、どういう目的で何を子ども達の居場所づくりとして安全・安心であるのかということをしかりと精査をしていただきまして書いていただくことをお願ひいたします。

(伊野部委員)

一点だけちょっと。内容のことじゃなくて、何でこの放課後子供教室事業だけ漢字なんですか。

(子ども育成課 田中補佐)

放課後子ども総合プラン、これは国のほうから告示されておりますけれども、その中で放課後子供教室は漢字化されております。これまでは、「子」は漢字で、「ども」はひらがなでありましたけれども、全て漢字表現とされましたので、そのかたちを今回使わせていただいたものです。

(伊野部委員)

先ほどご説明していただいた、26年7月に策定した、国が策定した「放課後子ども」は、「ども」はひらがなですよね。だけど、この事業だけ漢字なんですか。

こども未来部も、「こども」はひらがなですよね。部長、大変やと思いますが、自分の部課のところの子ども育成課の「子」は漢字ですよね。同じ高知市の中で、それから人権こども支援課というのは、これはまたひらがななんですよ。だから、このへんが混じらなかつたらいいんですけど。国がそういうのならわかりました。

(有田会長)

きっと色々な願い、思いがあって表現があろうかと思えますけれども、こここのところに添えていただけるように、事務局のほうでもお願いいたします。

高知市子ども・子育て支援事業計画の重点施策について

(有田会長)

最後の議事であります、高知市子ども・子育て支援事業計画の重点施策につきまして事務局からお願いいたします。

(子育て給付課 三吉係長)

議事(3)の高知市子ども・子育て支援事業計画の重点施策について、資料3-1をご用意ください。事業計画の内容については、今後5年間に取り組んでいく施策について今までご審議いただいておりますけれども、その中で重点的に取り組む施策というものを事業計画の中で選んでいきたいというふうに考えております。

資料3-1の1ページ、2ページは今までの資料のふりかえりというようなかたちで参考資料として添付しておりますので、3ページ目、A3サイズの大きいものになりますけれども、そのページをご覧くださいませでしょうか。

3ページの左側の囲みについては、議事(1)でもご審議いただいておりますけれども、それぞれの施策を表した施策体系ということになります。この施策の中から、ページの中ほどのところに、重点施策(案)という囲みの中にあります5つの施策について重点施策としていきたいというふうに考えております。

まず、その1として、健やかな子どもの誕生への支援。これについては、妊娠期から関わりや取り組みを行うことにより、ハイリスク妊婦や育児に課題を抱える子育て家庭を早い段階から把握していき適切な支援につなげていきたいという視点で選ばせていただきます。

2つ目の、より質の高い教育・保育の推進については、子ども・子育て支援新制度において幼児期の教育・保育の質の向上の部分についての取り組みというのは、大変必要になってくるという、そういう視点で選んでいます。

3つ目の地域ぐるみの子育て支援のまちづくりと3-2の子育て支援体制の充実、これをあわせたかたちで、地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実というひとつの項目としております。これについては、周囲から孤立をしたり不安や悩みを抱える子育て家庭について、地域の中での見守りや支え合い、また、地域子育て支援センターを中心とした相談支援体制などを強化していく観点から選んでいます。

次の4つ目の児童虐待の発生予防については、年々増加している児童虐待について、虐待を引き起こす要因を抱える養育者というのを早い段階から把握をして、これも適切な支援につなげていきたいという視点から選んでいます。

5つ目の障害児支援の充実については、まだ細かい内容についてはご提案をさせていただいてはおりませんが、やはり支援事業計画の中で、障害のある子どもさん一人一人の健やかな育ちを等しく保障していくために、発達・成長に応じた支援を行っていき

いという視点から選んでいるものです。

これらの重点施策については、各事業の実施状況とは別に、先の取り組み状況を来年度以降の支援会議において毎年ご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、事業計画において、右側のほうに重点施策とは別に数値目標を掲げて取り組んでいく内容については、今までこの支援体制の中でもご協議いただいておりますけれども、確保方策とかというところは、重点施策とは別に数値目標を掲げているものですので、こちらのほうも着実に実施をしていくということで考えております。

重点施策についての説明は、以上になります。

(有田会長)

ただ今のご説明で、ご質問、ご意見はございませんか。

(宮地委員)

重点施策のその2の、より質の高い教育・保育の推進ということで書いてあること、よくわかります。数値目標のほうにAで量が出てきます。この中には質の高い保育の推進の中には当然、保育士、教諭等の処遇改善が含まれているように思うんですが、その分は一向に表に表れてないですけど、どういうふうなかたちになるんでしょうか。

(保育幼稚園課 山崎課長)

この中に、保育士、幼稚園教諭の処遇改善ということになるんですけど、施設型給付の中には、処遇改善費というのが位置付けはされておまして、ただ、国制度の中にそれもありますので、その国制度の中身が消費税の動向のこともありますけど、質改善後の単価にいつなるのかとか、そういったところもまだ不明なところがございます。仮にそれ以上の質の確保というところを何かをするにしても、土台がちょっとわからない状態に今なっていると思います。

これには、特にその国事業の中での制度としての質改善のところについては、特にあげていない状態になっているということです。

(宮地委員)

ということは、国の分は含まれないというふうなかたちじゃなしに、是非ともここは高知市がやっていく中で、やはりその分はこの中に当然含まれているというふうに考えていいわけですね。数値が、土台がわからないからということじゃなくて、この高い質の教育・保育を担保するために、当然それなりの人材は要するというあたり。これ、小学校以上の教員と比べても待遇の差が非常に大きいというのが出ておりますし、それから、労働に対する対価として保育所等の賃金が安いということで保育士が集まらないというふうな問題も出ていて、できれば、ここの文章云々ということじゃなしに、含まれているんだというふうに考えさせていただいてかまわないんでしょうか。考えてくれていると思っていいんでしょうか。

(保育幼稚園課 山崎課長)

幼稚園教諭さん、保育士さん、その処遇の改善については、この新制度の中の事業計画の中の重点施策ということになりますので、制度に既に入っている状態になっているということで、含まれているという解釈でよろしいと思います。

(宮地委員)

ありがとうございます。当然、ここに書いてある、より質の高い教育・保育の推進も国の新制度の中に書かれているし、子ども・子育て支援の量の見込みに対する提供体制の確保ということも制度内に入っているはずですから、当然、そのことは記載されていないけど、明確に入っているんだということで理解させていただきます。

(井上委員)

質問ではないんですけども、要望だけ。色んな計画を立てると必ず数値目標がついてまわるもので、私達も労働組合で色んな目標を掲げて数値目標を書いておりますが、数値ばかりが先走りして中身が、数をクリアしていれば良いといったことになってしまっても本末転倒ですので、是非中身をふまえたうえでの数値目標、もちろんそこはしっかり皆さんが掲げていると思いますけれども、なお、よろしくお願いいたします。

(有田会長)

全ての報告が終わりました。委員の皆様、お疲れ様でございました。活発な会でした。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。よろしくお願いいたします。

(子育て給付課 森課長)

皆様、お疲れ様でした。長時間にわたりまして熱心なご協議、ありがとうございました。

以上をもちまして平成26年度第5回高知市子ども・子育て支援会議を終わります。

なお、次回の会議につきましては、1月中旬頃の開催を予定しております。詳細につきましては改めてご案内させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、まことに恐縮ではございますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、有田会長はじめ委員の皆様、本日はありがとうございました。お気を付けてお帰り下さい。

▲▲▲ (終了) ▲▲▲